

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年4月18日(月)発行

No.181

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

第5回定期総会を増勢で迎えるため 商工新聞読者と会員を増やそう。

民商弾圧を跳ね返し 全員の無罪を勝ち取ろう

四月一〇日(日)アメ横ビル会議室で「無罪を勝ち取る愛知の会」による「倉敷民商事件支援検討会」が行われ、名古屋北部民商から森常任理事、坪井常任理事と松原事務局長、豊田事務局次長が参加しました。

二〇一四年一月から二月にかけて、倉敷民商事務局

員の禰屋町子さんが脱税ほ

う助及び税理士法違反で、小原・須増商事務局員が税理士法違反で相次いで逮捕された事件。

「小原・須増裁判」は一審で懲役一〇か月、執行猶予三年の不当判決が言い渡され、現在、最高裁で審理が行われています。「禰屋裁判」は二〇一五年一月から弁護側尋問が始まっています。今後、禰屋裁判が四月二十五日(月)、五月一日(金)、六月三日(金)と本人尋問が岡山地裁で行われます。

この日の会議では「禰屋

裁判で無罪を勝ち取れば実質的な無罪を勝ち取ったのと同じになる」「小原・須増裁判は、最高裁が切ってくるかどうかは署名の集まり具合にかかっている」「四月二四日に東京で全国連絡会が結成されるのに向けて運動を盛り上げよう」と提起されました。

編集委員と則武弁護士の対談がよくまとまっているので、ぜひ多くの人に読んでほしい」「脱税といつて何も見つかっていない。国税局でなく、公安警察がでつちあげた民商弾圧のための事件。許せない」と話し合われました。裁判のためのコピー代だけで、すでに一〇〇万円以上かかっています。

民商弾圧を跳ね返し、民主主義を守る闘いに署名もカンパも集めましょう。

桜舞う中 お花見

名古屋北部民商・婦人部は、四月九日(土)志賀公園で「お花見」をしました。

満開を過ぎ葉桜になりかかっていましたが、ハラハラ桜が舞う中、お茶で乾杯して楽しく語り合いました。スーパーで買い込んだお惣菜のほか、内藤さんからサンドイッチ、三浦さんから手作りの蒸しパンの差し入れもありお腹いっぱい。

二月に入会した西浦さんがお花見のチラシを見て参加。婦人部役員が「私は三〇年商売やってます」「私は五〇年やったわ」と自己紹介。「また来年もやろうね～」と話し合いました。



＝ 4月2日(土) 北区志賀公園の「桜」 ＝

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!